

横須賀小学校 P T A 運営細則

(総 則)

第 1 条 本会の運営について会則の定めのないものについては、この細則の定めるところによる。この細則で定めていない事項で必要なことは、その都度理事会で定める。

(会 議)

第 2 条 会長は各会議を召集しようとする時は、理事及び委員に対して開会の日の事前にその通知をしなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

第 3 条 役員等が止むを得ない事由により会議に出席することができない時は、その会議の議長にその会議の議案について賛否を委任することができる。

第 4 条 会議の記録は、必要な事項についてこれを最大限に記載しなければならない。

(役 員 等)

第 5 条 役員等は定期総会の終了と同時にそれぞれ解任及び就任する。

第 6 条 会長に欠員を生じた時は、理事会の決定により副会長より昇格する。他の役員等に欠員が生じた時は委員から補充する。

第 7 条 委員が選出され、その委員に欠員が生じた時は、その者が選ばれた次点者を以て補充する。

第 8 条 役員等に、必要に応じて教職員代表を加えることができる。

第 9 条 当選者が当選を辞退した時、選挙期日後において会員の資格がなくなった時は、次点者を繰り上げ当選とする。

(会 費)

第 10 条 本会の会費は、児童一人につき月額 125 円を納めるものとする。

但し、臨時に必要な経費の徴収については理事会で決議する。

(委 員 会)

第 11 条 常設の委員会とその任務はそれぞれ次の通りとする。

1 文化広報委員会

- 児童と会員のための研修に関すること。
- 会員の親睦と視察に関すること。
- 会の広報に関すること。
- その他必要なこと。

2 生活交通委員会

- 児童の生活指導に関すること。
- 交通安全指導に関すること。
- その他必要なこと。

3 保健緑花委員会

- 教育環境、衛生環境の整備に関すること。
- 会員及び児童の福利厚生に関すること。
- P T A 花壇に関すること。
- その他必要なこと。

(選挙委員会)

第 12 条 役員等の選挙を行うため、選挙委員会を置き選挙に関する一切の事務を取り扱う。

委員長は副会長が、委員は理事会構成人員をもってこれに充てる。

第 13 条 選挙委員は、下の時期までに、理事及び委員を選出し選挙委員長に通知しなければならない。

委員の選出 1月上旬まで

理事の選出 1月末日まで

第 14 条 選挙委員長は2月末日までに各支部で選出された理事を集め、理事の互選により会長、副会長、支部長、常設委員会の委員長、副委員長を決定する。書記、会計は会長が推薦する。

第 15 条 選挙委員会は、必要に応じて投票管理者、立会人その他必要とする選挙関係人を委嘱することができる。

第 16 条 役員等の選挙に当たっては、それぞれの選挙を行うに必要なことを予め会員に知らせなければならない。

第 17 条 選挙は、理事会時に行い、地区の委員、理事、役員選挙を行うものとする。

第 18 条 支部委員とは、支部ごとに若干の委員を設け本会の活動を推進し、かつ支部活動の事業を運営する。

委員の選出方法

各支部の選択制として毎年確認して選出する。

前提条件として委員は、会員20世帯（約15世帯～25世帯）ごとに1名の委員を設ける。ただし、運営上支障があればこの限りではない。隣接する地区で、連携して、20世帯を目安に運営しやすくなるようにして運営にあたる。

(付 則)

平成16年4月19日 一部改正

平成24年1月12日 一部改正

令和4年11月8日 一部改正

令和7年9月11日 一部改正